

令和3年度

内部統制評価報告書審査意見書

さいたま市監査委員

監査監第700号
令和4年8月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	江 原 大 輔
同	渋 谷 佳 孝

令和3年度内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、審査に付された令和3年度内部統制評価報告書の審査結果について、次のとおり意見を提出します。

令和3年度さいたま市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の種類

(1) 審査の名称

令和3年度さいたま市内部統制評価報告書審査

(2) 根拠法令

地方自治法第150条第5項

2 審査の対象

令和3年度さいたま市内部統制評価報告書

3 審査の着眼点

さいたま市長が作成した内部統制評価報告書について、さいたま市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検証を行い審査した。

4 審査の期間

令和4年7月1日から令和4年8月4日まで

5 審査の実施内容

令和3年度さいたま市内部統制評価報告書について、内部統制評価部局から報告を受け、「さいたま市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実務ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じ関係部局の職員に説明を求めるとともに、その他の監査等において得られた知見を利用し、審査を行った。

6 審査の結果

令和3年度さいたま市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

7 備考

特段、記載すべき事項はない。

8 審査の結果を踏まえた意見

- (1) 内部統制制度は、組織として、リスクがあることを前提として、適正に業務を執行する組織的な取組が徹底されることにより、マネジメントが強化されるとともに、政策的な課題に対する重点的な資源の投入を可能とするものであるが、内部統制制度の運用により各部局の負担が過大となることは回避する必要があるため、その運用においても効率化が求められる。

実施計画及びリスク対応（低減）策において、研修への参加や情報共有等は、各局

区で概ね共通して実施している基本的な事項であり、内部統制制度が一定程度浸透してきていることが認められる。

このため、このような基本的な事項については、各局区での評価において実施を前提とした記載の簡略化、より有効性のある取組の記載等、内部統制制度の効率化及び強化につながるような運用について検討されたい。

- (2) 内部統制制度においては、「実施計画の策定」、「リスク対応（低減）策の実施」、「モニタリング・自己評価」、「改善」を行うPDC Aサイクルを適切に回していくことが求められる。

モニタリング・自己評価における記載については、改善が見られるものの、計画された取組の実施について、具体的に記載していない部局が、依然として見受けられた。

内部統制制度を推進することにより運用上の不備が表面化し、改善につながることから、モニタリング・自己評価における確認が重要であると考ええる。

引き続き、「各リスクにおけるリスク対応策の整備、確実な実施」を中心として、計画の実施状況を確認し、モニタリング・自己評価を適切に行われたい。

- (3) 事務処理ミス等の再発防止策として、多くの部局で「事務手順やチェックリストの見直し」や「ダブルチェックの周知徹底」を掲げている。

チェックリストについては、チェック部分も予め印字した様式を決裁文書に添付する事例が見られる等、その運用手法に疑念が残る部分があり、ダブルチェックの周知徹底については、具体的な手法が明確に記載されていないことが見受けられる。

これらの事務処理ミス等の再発防止策については、取り組むこと自体が目的となり、制度を慣例化させてしまうおそれがあることから、適切な運用に留意するとともに、見直しを適時実施することで、リスクを軽減し、事務の適正な執行を確保するという本来の目的の達成に向けて制度の徹底に努められたい。

- (4) 各局区におけるリスク対応（低減）策・再発防止策において、ダブルチェック等のリスク対応策を進めるにあたり、職員間のコミュニケーション向上により、職場における協力体制が強化され、リスク対応策の運用が円滑に進めることができるものと考えることから、なんでも相談できる風通しの良い職場風土の醸成をさらに進められたい。

- (5) 事務処理ミス等の確認については、是正箇所が発見されることで、組織の改善に、よりつながっていくものである。

過去に発生した重大な不備においても、内部統制制度が機能していれば防止できていたのではないかと考えられる。

内部統制制度を推進するにあたり、改善すべき箇所は適時改善していくという意識を常に持ちながら、内部統制制度が形骸化とならないよう、業務を進められたい。

- (6) 大規模停電や大規模通信障害発生時等においては、通常の事務処理手順と異なる事

務手続きを行う必要があり、これらは習熟度が低いことから、事務処理ミス等の発生するリスクが高まることが予測される。

このため、平時からこれらの事務処理手順について確認・共有を行い、適正なリスク管理を図る取組を推進されたい。

- (7) 職員の意識向上の観点から、制度所管課において、制度の周知、注意喚起のための通知、研修の実施等のリスク対応（低減）策を実施していることについては、評価できる。

しかし、定期監査においては、関係例規及び通知等の制度や事務手続き（仕組み）といった基本的事項に対する理解不足が原因と思われる指摘事項等が依然として多く見受けられるとともに、事務処理ミス等においても、同様のミスの発生が見受けられる。

各業務が多様化、煩雑化する中で、制度所管課として図れるリスク管理には一定の限界があると考えるが、適正な事務処理を実現するためにも、リスク対応（低減）策を適時、適切に評価・分析し、より実効性の高いリスク対応（低減）策を整備されたい。